

令和８年度
重点要望
及び
令和９年度
江東区予算編成並びに
施策に対する要望書

令和８年９月１１日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ

重 点 要 望

物価・エネルギー価格の高止まり、人件費・資材価格の上昇、深刻な人材不足、住宅費の上昇、少子高齢化など、区民生活と地域経済を取り巻く環境は大きく変化している。加えて、首都直下地震や大規模水害等への備え、医療・福祉・子育て・教育等の基礎的な行政サービスの持続可能性確保は、本区が最優先で取り組むべき課題である。

令和9年度予算編成にあたっては、これまでの施策の効果を検証し、目的を達成した事業は適切に整理する一方、区が直接担うべき施策、民間の公共的活動を支援すべき施策、国・東京都・関係事業者に働きかけるべき施策を明確にし、以下の事項について重点的な予算措置及び制度整備を強く要望する。

なお、重点要望のうち緊急性が高く、年度内に対応可能な事項については、令和9年度当初予算を待つことなく、令和8年度補正予算等による対応も含め速やかに必要な措置を講ずること。

1. 物価・エネルギー価格の高止まりが区民生活に与える影響を的確に把握し、国・東京都の施策との役割分担や政策効果を十分に検証した上で、家計負担の軽減に資する実効性の高い施策を機動的に講じること。

2. 首都直下地震及び大規模水害等に備え、防災・災害対応に活用可能な基金等を計画的に確保するとともに、災害時要配慮者支援、拠点避難所・福祉避難所の設備・備蓄、災害協力協定の実働化、マンション・在宅避難、災害医療等について必要な予算を重点的に措置し、本区の災害対応力を抜本的に強化すること。

3. 高齢化の進展と深刻な担い手不足を踏まえ、医療、介護、障害福祉等の必要なサービスを区民が地域で安定して受けられるよう、人材確保・定着、施設・サービス基

盤の整備、在宅支援、DXによる業務負担軽減等を総合的に進めること。

あわせて、発達障害児等とその家族、身寄りのない高齢者等、複合的な課題を抱える区民への切れ目のない支援を強化すること。

4. 少子化、共働き世帯の増加及び地域・年齢ごとの保育需要の差を踏まえ、既存の幼児教育・保育資源を有効活用し、認定こども園への移行・増園を含む持続可能な提供体制を構築すること。

あわせて、子育て・教育に係る経済的負担について、学校・園の設置主体によって過度な格差が生じないように支援の公平性を不断に検証し、教育・保育の質と安全の確保に必要な予算を措置すること。

5. 区民生活、地域経済及び災害時対応を支える区内中小零細事業者が本区で事業を継続できるよう、物価・人件費等の上昇への対応、人材確保・設備更新への支援、実勢価格を反映した公共調達、工事発注の平準化、地元事業者の育成、産業用地・物流機能の維持等を総合的に推進すること。

公共調達においては、品質、地域貢献及び災害時の実働性を適切に評価する制度を整備すること。

産 業

①工事請負契約及び業務委託に係る入札・契約制度について、品質確保、区内事業者の育成、適正な労務費及び災害時対応力の確保の観点から、以下の項目に取り組むこと。前提として発注方式については、品質、効率性、専門性、競争性及び区内事業者の育成を総合的に勘案し、案件の特性に応じて分離発注、包括発注等を適切に選択すること。

1. 週休二日制を確保した工期の設定、猛暑期における作業環境への配慮等を徹底し、最新の労務単価、資材価格、熱中症対策経費等の実勢を適切に反映した予定価格を設定すること。

2. 資材価格や労務費の急激な変動に対応できるようスライド条項を適切に運用するとともに、設計変更、契約変更及び工期変更に関する基準を明確化し、受発注者双方の事務負担を軽減すること。

3. 年間を通じた発注平準化をさらに進め、翌年度発注予定工事一覧を早期に公表するとともに、年度初めに施工可能な小規模工事等の前倒し発注を計画的に実施すること。

4. 総合評価方式について、価格のみならず施工能力、品質、地域貢献、災害時協力実績等を適切に評価するとともに、適用基準や一般競争入札への切替条件を明確化し、過度な低価格競争を防止すること。

5. 分離発注の趣旨を踏まえ、専門工事業者や区内中小零細事業者の受注機会を確保すること。特に電気、管、設備等の専門工事について、施工実態及び災害時の即応性を踏まえた発注区分を検討すること。

6. 設計図書の品質を確保するため、設計段階での現地調査を徹底し、発注前の整合性確認、施工段階での設計者・発注者・受注者の協議体制及び設計監理の品質確保策を整備すること。

7. 大型工事においては、JV や共同施工等の活用を含め区内事業者が参画できる仕組みを検討するとともに、名目的な区内支店登録ではなく、実際の施工能力、区内雇用及び災害時対応力を適切に評価すること。

8. 建設キャリアアップシステム等を活用し技能者の処遇改善・育成を推進するとともに、公共工事における適正な労務費の確保について、実効的な手法を検討すること。

9. 道路・公園清掃、緑地管理等の業務委託について、安定的な業務遂行と品質確保の観点から複数年契約、性能発注、包括管理の試行を進める場合には、区内事業者の参画機会が不当に損なわれない制度設計とすること。

②区民生活及び地域経済を支える区内中小零細事業者の経営基盤強化に取り組むこと。

1. 物価・エネルギー価格の動向を踏まえ、必要に応じて補助、融資、信用保証料・利子負担軽減等を機動的に実施すること。

2. 採用難が深刻な中小企業に対し、採用活動費、民間人材紹介サービス等の活用費用、奨学金返還支援等について、既存制度の効果を検証した上で人材確保・定着支援を強化すること。

3. 外国人材を雇用する区内中小企業に対し、国・東京都等の日本語教育、生活相談、資格取得等の支援制度の活用を促進し、区として制度情報の提供及び相談支援を充実すること。

4. DX、省力化、事業継続に必要な設備更新について、業種ごとの実態を踏まえた支援を行うとともに、制度情報の周知と申請支援を充実すること。

5. 創業、事業承継、経営改善に対する専門家相談及び資金支援について、利用実績と効果を検証し、特に小規模・零細事業者が活用しやすい制度へ不断に見直すこと。

③区内産業及び災害時物流機能の持続可能性を確保するため、産業用地及び物流基盤について行政として必要な調査・調整を行うこと。

1. 地価上昇や土地利用転換による製造、建設、運輸等の事業者の区外流出について実態を把握し、住工共存・住工分離を含む土地利用のあり方を都市政策として検討すること。

2. 新木場の貯木場、都有地、国有地その他の低未利用地について、東京都、国、土地所有者等と協議し、産業・物流・防災機能を踏まえた有効活用の可能性を検討すること。

3. 物流車両の待機・休憩・衛生機能の不足が災害時物流や地域交通に与える影響を把握し、都有地等の活用可能性を含め、東京都及び関係事業者との協議の場を設けること。

④商店街及び地域商業の持続可能性を高めるため、空き店舗、家賃負担、事業承継、デジタル活用等の課題を把握し、地域特性に応じた支援を講じること。

⑤企業のコンプライアンス確立と労働環境の適正化に向け、社会保険労務士等の専門家を活用した労務相談、労働環境モニタリング等を継続・充実し、事業効果を検証すること。

⑥観光施策について、区内観光資源、文化資源、水辺空間、スポーツ施設等を有機的につなぎ、観光協会等と連携した情報発信を強化するとともに、フィルムコミッション等の活用を推進すること。

福 祉

①都と区による児童相談体制について、江東区児童相談所基本計画の趣旨を最大限尊重し、区民に身近で迅速な支援ができる権限・役割分担を確保すること。

また、新庁舎等の整備に際しては、医療、福祉等の関係団体の意見を十分に反映すること。

②児童虐待の予防と早期発見に向け、子ども家庭支援センターのアウトリーチ機能、要保護児童対策地域協議会等の連携を強化し、児童相談体制との切れ目のない支援を構築すること。

③発達障害者（児）について、診断の有無にかかわらず早期に相談・支援につながる体制を整え、療育、就学、学校生活、進学、就労まで一貫した支援を行うこと。

医療、福祉、教育等の関係機関による情報共有及び引継ぎを強化すること。

④発達障害児等を育てる保護者・家族への支援を拡充すること。診断前・診断待ちの段階から相談できる窓口、ペアレントトレーニング、保護者同士のピアサポート、家族の心理的負担軽減、兄弟児への配慮、一時預かり等による養育負担の軽減を進め、医療・福祉・教育が連携した伴走型支援を強化すること。

⑤医療的ケア児及び家族への支援について、レスパイト支援を安定的に運営するとともに、学校・園への移行時に医療関係者が行う情報共有や訪問等への支援を含め、切れ目のない支援体制を構築すること。

⑥妊娠期から産後まで切れ目なく相談できる体制を構築するため、助産師等による妊娠期間訪問を含む支援を検討するとともに、産後ケアについて緊急度や家庭状況等に応じた利用調整、緊急・救済枠の確保等を進めること。

⑦高齢者及び障害者の入所・通所施設について、人口動態、地域偏在、待機状況及び将来需要を的確に把握し、必要なサービス基盤を着実に確保すること。

特別養護老人ホームについては、長期計画に基づき計画的な整備を進めること。

認知症グループホームについては、これまでの整備実績が計画目標に未達となった要因を検証した上で、認知症高齢者の増加や地域ごとの需要を踏まえ必要な整備目標を適切に設定し目標を達成すること。

また、用地確保、事業者参入、人材確保等の課題に対して必要な支援を講じ、着実な整備につなげること。

加えて、臨海・有明地区については、人口構成と利用実態に応じた障害福祉サービス基盤を整備すること。

⑧在宅医療について、24時間対応体制、後方支援病床、医療・介護・薬局等の連携を強化し、在宅療養者が安心して地域で暮らし続けられる体制を構築すること。

⑨介護事業所の ICT・DX を支援するとともに、ケアプランデータ連携等の普及、行政への重複提出や紙手続の削減、運営指導等の標準化を進め、介護従事者の事務負担を軽減すること。

⑩介護支援専門員が本来業務を超えて担っている生活支援、行政手続等のいわゆるシャドーワークの実態を把握し、関係機関との役割分担を明確化するとともに、必要な相談・支援体制を整備すること。

⑪身寄りのない高齢者等が入院、入所、住居確保、死後事務等で支援から取り残されることのないよう、成年後見制度、地域福祉権利擁護、民間サービス等を含めた包括的な相談・支援体制を構築すること。

⑫高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活困窮者等の住宅確保要配慮者が安定した住まいを確保できるよう、不動産関係団体、福祉関係者、居住支援法人等との連携を強化し、区の相談窓口から入居、保証、見守りまで一体的に支援すること。

⑬生活保護の住宅扶助基準と区内の実勢家賃との乖離について継続的に実態を把握し、必要な見直しを国及び東京都に求めること。

また、公営住宅、区有地、空き家等の活用可能性を調査し、住宅確保要配慮者の受け皿確保を進めること。

⑭一人暮らし高齢者等の孤立・孤独死を防止するため、見守り機器、地域包括支援センター、民生委員、町会・自治会、不動産管理事業者等を連携させ、異変の早期発見から支援につなぐ体制を強化すること。

⑮介護予防、フレイル予防、認知症予防について、通いの場、運動、口腔、栄養、社会参加を一体的に進めるとともに、元気アップトレーニング等の既存事業を利用しやすい制度へ不断に見直すこと。

⑯介護保険サービス利用前的高齢者等に対する転倒予防、住宅環境改善等の予防的支援について、リハビリテーション専門職の活用を含む効果的な支援手法を検討すること。

⑰障害児（者）の移動支援について、支給時間数だけでなく実際に利用できた時間を把握し、ヘルパー不足により利用できない状況の改善に向け、人材確保、資格取得、マッチング等を強化すること。

⑱手話言語の普及と障害者の意思疎通支援を進め、手話通訳者等の養成・処遇改善、遠隔通訳・コミュニケーション支援ツールの利用拡大、災害時の情報保障を強化すること。

⑲視覚障害者を含む障害者の情報アクセシビリティを確保するため、行政、防災、生活、選挙等の情報について、音声、点字、ICT等を活用した提供を推進すること。
また、スマートフォン等の情報機器を日常生活用具として活用するための支援を検討すること。

⑳障害者の就労機会の拡大に向け、障害特性や資格・技能を活かした就労支援を充実するとともに、区有施設等における就労機会の提供について、公平性・公共性を確保した制度のあり方を検討すること。

㉑各種検診事業について、委託単価を含め実施経費を適切に見直すとともに、受診率向上、口腔ケア、認知症の早期発見・予防、歯科保健等を総合的に推進すること。

㉒感染症予防及び重症化予防の観点から、各種ワクチンについて国・東京都の動向を踏まえ必要な費用負担軽減を図るとともに、安全性や副反応を含む正確な情報提供を行うこと。

㉓特別な配慮を必要とする区民が地域の歯科医療を受けられる体制を強化するとともに、平時から歯科医師会等と連携し、災害時の口腔ケアを含む歯科保健医療体制を整備すること。

㉔地域の公衆浴場について、高齢者の健康増進、交流、生活衛生、災害時入浴等の公益的機能を踏まえ、燃料費・設備費等の経営環境に応じた支援を継続するとともに、ふれあい入浴等の福祉施策を利用しやすい制度とすること。

②⑤在宅の高齢者、障害者等に対する出張理美容等の生活衛生サービスについて、物価・人件費、担い手不足、利用者ニーズを踏まえ、適正な委託・助成水準及び対象者のあり方を検討すること。

②⑥行旅死亡人、身元不明者等に係る公費葬について、区が負担する公費を用いる事業であることを踏まえ、区の責任と警察等との役割分担、登録要件、業者選定・発注基準を明確化すること。

特定事業者への偏りが生じないように、輪番制等を含む公平で透明性の高い仕組みを構築し、実績を検証すること。

防 災

①現在締結している、あるいは今後締結する災害時の各種協力協定について、協定ごとの担当所管を明確にし、災害時協定連絡協議会等を活用して、出動基準、連絡体制、指揮命令、活動範囲、身分確認、必要資機材等を具体化し、定期的な訓練により実効性を検証すること。

②災害協力団体について、保有車両、重機、資機材、専門人材、参集可能人数等を平時から把握し、発災時に実際に活用可能な地域資源を可視化するとともに、その情報を定期的に更新すること。

③本庁舎及び防災センターが被災し使用困難となる場合を想定し、災害対策本部機能や基幹業務を継続できる代替業務拠点、通信・情報システム、職員参集体制等をあらかじめ確保するとともに、新庁舎整備において危機管理機能の集中と分散の最適化を図ること。

④拠点避難所の建物・設備の安全確保について、区内有資格者団体等と連携した点検・訓練を定期化すること。

特に非常用発電機、避難器具、給排水、電気設備等について、実際に作動させる点検を計画的に実施し記録すること。

⑤公共施設、民間施設等を活用して避難所及び備蓄スペースを確保し、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、電源、給水、暑さ・寒さ対策用品等の備蓄を地域特性に応じて充実すること。

⑥避難所開設・運営訓練について実施校数を拡充するとともに、学校長、避難所運営協力本部、区職員等の役割を地域の実情に応じて明確化し、夜間・休日を含む実践的な訓練を進めること。

⑦福祉と防災の連携を強化し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所への直接避難、在宅避難者支援等を一体的に進めること。

また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施するとともに、東京 DWAT 等の外部支援チームを円滑に受け入れる受援体制を整備し、あわせて区内福祉事業者等から専門職の協力を得る場合の派遣・活動体制を具体化すること。

⑧高齢者、障害者、医療的ケア児、妊産婦等の災害時要配慮者について、避難所に行けない者も含め、平時の福祉サービスと災害時支援が途切れないよう、区が福祉事業者、医療機関、地域団体等との役割分担を整理し、協定・マニュアル等に反映すること。

⑨災害時医療救護体制について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師、リハビリテーション専門職等の多職種連携を強化し、救護所運営、医薬品供給、口腔ケア、生活不活発病予防等を含む実践的な訓練を実施するとともに、各医療救護所に必要な資機材を計画的に配備・更新し、訓練を通じて使用可能な状態を維持すること。

⑩災害時の薬局開局状況、医薬品在庫、薬剤師配置等を迅速に把握できる情報共有の仕組みについて、薬剤師会等と連携し、会員・非会員を問わず地域の薬局が参加できる運用を検討すること。

⑪視覚・聴覚障害者、外国人等を含め、全ての区民が災害情報にアクセスできるよう、FM、ケーブルテレビ、防災アプリ、音声ハザードマップ、字幕・手話、多言語等を組み合わせた情報伝達体制を整備し、定期的の実証すること。

⑫災害時のエネルギーについて、平時における脱炭素化の推進と両立を図りつつ、災害時にはエネルギー供給の冗長性を確保する観点から、電力に加えLPガス等の可搬性・独立性に優れたエネルギーを組み合わせ、拠点避難所、福祉施設、医療機関等の電源・燃料確保を分散化すること。

⑬マンション居住者が在宅避難を継続できるよう、管理組合等と連携し、エレベーター停止、断水・排水、非常用電源、備蓄、情報伝達、要配慮者支援等を含むマンション防災対策を強化すること。

⑭ペット同行避難を全拠点避難所で実効的に行えるよう、受入場所、ケージ、衛生管理、飼い主の役割等を標準化すること。

また、動物関係団体等と協議し、飼い主とペットが一定の条件下で生活できる同伴避難の確保について検討すること。

⑮火災、風水害等により自宅での居住継続が困難となった区民に対し、区有施設等の一時的活用、使用料の減免、民間宿泊施設等との連携を含む緊急的な一時居住支援の仕組みを整備すること。

⑯東京都の不燃化特区制度等を活用し木造住宅密集地域の安全性向上を図るとともに、旧耐震住宅だけでなく、平成12年以前の木造住宅等についても耐震診断、改修、除却等の支援のあり方を検討すること。

⑰災害時の人命救助、物資輸送、道路啓開を確実に行うため、トラック、レッカー、重機等の配置・動員計画を整理し、所有者不明車両の移動等に係る権限・手続について警察、道路管理者等と事前に確認すること。

⑱倒壊建物等の公費解体及び災害廃棄物処理について、所有者不明、不動産登記、仮置場、委託契約等の課題を平時から整理し、区民・関係事業者との情報共有と訓練を行うこと。

⑲災害時の入浴機会を確保するため、区内公衆浴場等との協定及び設備強靱化を進めるとともに、燃料・水・電源の確保を含む実動計画を整備すること。

⑳大規模災害時に機動的な財政対応ができるよう、防災・災害対応に活用可能な基金等の適正規模を検証し、平時から計画的に財政基盤を確保すること。

環 境

①ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け、具体的な管理指標と目標を設定し、毎年度の取組状況及び費用対効果を検証しながら、実効性の高い施策へ重点的に予算を配分すること。

②猛暑から区民の生命を守るため、クーリングシェルトアの指定拡大、資材等への支援、公共施設の暑熱対策を進めるとともに、高齢者等の利用につながる周知と地域での声かけを強化すること。

③5Rによるごみ減量と資源循環を推進し、プラスチック、繊維類等の再資源化を強化すること。

また、清掃事務所作業センター等の新たな施設を活用し、これまで回収が困難であった品目の資源化を検討すること。

④区民が日常的に資源循環に参加できるよう、公共施設や清掃関連施設等を活用したりサイクルステーションの設置を進めること。

衣類、小型家電、プラスチック製品その他の再資源化可能な品目について、常時又は定期的に持ち込める回収拠点を整備するとともに、回収後の再資源化ルートを明確にし、区民に分かりやすく周知すること。

⑤各戸収集の増加に伴う作業負担、狭隘道路等の収集課題を把握し、資源ごみの集約化等を含め効率的で持続可能な収集体制を構築すること。回収用具については高齢者、障害者等の利用にも配慮すること。

なお、拠点回収や集約化を進める場合においても、高齢者、障害者等、自ら排出場所まで運ぶことが困難な区民への必要な収集・排出支援を後退させないこと。

⑥アスベストについて、事前調査から適正な除去・処分まで一貫して安全性を確保するため、法令周知、専門家相談、調査・除去費用への支援及び不適切処理の防止策を強化すること。

⑦繁華街、飲食店集積地等におけるカラス、ネズミ等の生活環境問題について、発生実態を把握し、事業者、地域、関係部署が連携した総合的な対策を実施すること。

⑧受動喫煙及び路上喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者双方に配慮した生活環境を確保する観点から、分煙環境の整備を積極的に推進すること。

公衆喫煙所のない主要駅周辺への密閉型公衆喫煙所の整備、文化センター・スポーツセンター等の公共施設における密閉型喫煙所の再設置について施設利用への影響を踏まえ検討すること。

また、民有地を活用した喫煙所設置助成について、設置費だけでなく維持管理費の実情を把握して支援のあり方を見直すとともに、必要に応じ民有地の借上げ等を含む整備手法を検討すること。

⑨EV等の普及状況を踏まえ、集合住宅、事業所等への充電設備設置支援を充実するとともに、公共施設における充電設備の適正配置を進めること。

⑩街路樹、公園、緑地等について、量の確保だけでなく安全性と品質を重視した維持管理を進め、民間緑化、駐車場緑化等を含むCIG施策を推進すること。

⑪内部河川、水辺、運河等の環境保全と利活用を両立し、水質、生態系、景観、防災等の観点から持続可能な水辺環境を形成すること。

こ　ど　も

①教育推進プラン・江東の進行管理にあたり、各種施策の成果と課題を客観的に検証し、必要に応じて児童・生徒、保護者、教職員等の意見を把握しながら教育施策を改善すること。

②少子化が進む一方、地域や年齢、保育ニーズによって需給に差があることから、単純な施設数の削減ではなく、既存の幼児教育・保育資源を有効活用しながら、地域ごとの需要に応じた機能転換及び適正配置を進めること。

③区立幼稚園について、3歳児保育、預かり保育、特別な配慮を必要とする園児への支援等を充実し、地域の幼児教育拠点としての役割を明確化すること。

④私立幼稚園について、区内の幼児教育提供体制を担う公共的役割を踏まえ、教育の質と特色を維持しながら安定的に運営できるよう、教職員処遇、施設整備、教育活動等への支援を充実するとともに、保護者の入園時費用、給食費等の負担軽減を図ること。

⑤地域別・年齢別の保育需要等を踏まえ、既存の私立幼稚園等が有する園舎・園庭その他の教育資源を活かした認定こども園への移行を有力な選択肢として位置付け、必要な地域における認定こども園への移行・増園を計画的に促進すること。

なお、移行を希望する幼稚園・保育園に対し、教育理念や特色を尊重しつつ、施設整備、人員配置、給食、事務手続等について区が伴走支援を行い、関係部署のワンストップ相談体制を整備すること。

⑥企業主導型保育施設について、区内児童の保育を担う実態とこれまでの支援効果を検証し、保育の質及び人材確保の観点から、認可保育所等との支援格差を点検するこ

と。

その上で宿舍借上げ、キャリアアップ、第三者評価等の支援対象化を検討するとともに、区主催研修への参加、感染症・災害情報の共有、定期的な意見交換等、行政との連携を強化すること。

⑦学校、幼稚園、保育園等の改修・改築について、実勢価格を反映した積算を行い計画的に事業を進めること。

また、空調、断熱、非常用電源、避難設備等を含め、平時の教育環境と災害時の拠点機能を両立する施設整備を進めること。

⑧猛暑時の授業、行事、部活動等について明確な安全基準を運用し、児童・生徒の健康を最優先とすること。

また、公共・民間施設の活用等により、気候に左右されにくい水泳授業等の実施方法を検討すること。

⑨設置者の責任及び国・東京都との役割分担を踏まえつつ、区民である児童・生徒の子育て・教育負担軽減の公平性を確保する観点から、区立学校における給食費、修学旅行費等の負担軽減との均衡を図り、国立・私立等に通学する区内在住児童・生徒への支援を検討・拡充すること。

⑩医療的ケア児の学校・園での受入れについて、保護者、教育・保育現場、医療関係者の連携を強化し、引継ぎや訪問に必要な経費等も含めて支援体制を充実すること。

⑪学校教育における発達支援について、教員だけで抱え込むことのないよう、PT・OT・ST、心理、福祉等の専門職が必要に応じ学校を訪問し、姿勢、コミュニケーション、学習環境等について助言できる仕組みを検討すること。

⑫江東区版 GIGA スクール構想を着実に推進し、デジタル教科書、電子黒板等を効果的に活用するとともに、不登校児童・生徒に対するオンライン学習、ブリッジスクール等の多様な学びの機会を確保すること。

⑬部活動の地域展開・拠点校化について、運動部・文化部双方の選択肢を拡大し、居住地域や学校規模にかかわらず、希望する子どもが継続的に活動できる仕組みを構築すること。

⑭外国籍等で日本語に不自由する児童・生徒及び保護者に対し、通訳者、翻訳ツール、日本語指導等を組み合わせ、学校生活及び保護者との意思疎通を支援すること。

⑮学校給食について、安全性、栄養、食育、持続可能性を重視し、国産食材や有機食材等の活用を進めるとともに、学校間で過度な差が生じないよう取組を推進すること。

⑯子どもが身近な地域で安全に球技や外遊びを楽しめるよう、公園、児童遊園、学校施設等の利用ルールを工夫し、屋外活動の場をさらに確保すること。

⑰区内スポーツ施設を、児童・生徒のスポーツ体験、競技観戦、障害の有無を超えた交流等に積極的に活用し、学校教育と地域スポーツの振興につなげること。

⑱小中学校における性と健康に関する教育について、発達段階に応じ、助産師、医療職等の専門家を活用し、妊娠・出産、性被害、同意、生命の尊重等を含む正確で実践的な教育を推進すること。

⑱租税、労働、職業、防災、福祉等について、区内専門職団体や地域人材による出前授業を教育委員会が主体的に調整し、学校現場の負担に配慮しながら教育効果の高い形で活用すること。

⑳ジュニアリーダーをはじめ青少年団体の活動を持続可能とするため、育成に関わる職員体制、資機材保管場所、キャンプ等の活動費、看護・安全対策、猛暑対策等を総合的に支援すること。

ま ち づ く り

①地下鉄 8 号線延伸について、本区実施のワークショップや事業者説明会等で出された地域の意見を沿線まちづくりに反映するとともに、中間新駅の名称、出入口、駅周辺空間等について地域の声を十分に反映するよう東京メトロに求めること。

②臨海部の人口増加、地下鉄 8 号線及び臨海地下鉄の整備動向を踏まえ、既存バス路線、BRT 等の充実を交通事業者・東京都に求めること。

また、高齢者の通院等を含む地域の移動課題を把握し、交通不便地域におけるコミュニティ交通等について、区として導入可能性を検討すること。

③ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、鉄道駅のエレベーター複数ルート化、ホームドア等の整備を鉄道事業者へ要請すること。

特に JR 亀戸駅東口について、地域、JR 東日本、江東区による協議を進め、エレベーター又はエスカレーター等によるバリアフリー化と駅利用環境の改善について具体的な整備方針を早期に示すよう JR 東日本に強く求めること。

④大島三丁目一番地地区、門前仲町駅前等の市街地再開発について、地域住民の理解と合意形成を重視し、防災、バリアフリー、地域コミュニティ等の視点を取り入れながら着実に推進すること。

⑤豊洲市場開場にあたっての東京都との約束について、都区協議会等を通じ継続的に進捗を確認し、特に 5 街区等の将来活用について早期に方向性を示すよう東京都に求めること。

⑥マンション条例の周知と管理状況の把握を進めるとともに、管理組合と町会・自治会、行政との関係構築、防災、在宅避難、高齢化、孤立、大規模修繕等を含む総合的なマンション政策を推進すること。

⑦放置自転車対策について、禁止区域を適宜見直すとともに、鉄道事業者、大型店舗、再開発事業者等に自転車駐車場の整備を求め、需要に応じた収容力を確保すること。

⑧区民の火葬需要及び経済的負担を踏まえ、東京都及び近隣自治体との広域連携を前提として、公営火葬場について、将来需要、整備主体、候補地、事業手法等の具体的な検討を進めること。

⑨高齢者や障害者等が安心して歩いて外出できるよう、歩行空間を阻害しない場所に、短時間の休息に適した小規模な休憩設備を計画的に整備し、外出・社会参加を支えるまちづくりを推進すること。

⑩空き家、所有者不明不動産について、適正管理、発生予防、相続・登記支援、利活用を一体的に進めること。

また、住宅確保要配慮者支援、地域活動拠点等への活用可能性について検討すること。

⑪民泊・旅館業について、条例等に基づく規制の実効性を確保するため、現地確認、違反是正、管理者不在、ごみ・騒音等への監視・指導を強化すること。

また、事業者及び所有者に対し法令遵守を徹底するとともに、外国語による情報提供を必要とする者に対しては、多言語による法令・管理ルールの周知を行うこと。

②内部河川及び水辺空間について、環境・生態系及び周辺住環境との調和を前提に、船着場等の整備、舟運、和船・カヤック等の非動力船、観光、防災利用等を一体的に検討すること。

行 財 政 改 革

①江東区長期計画及び各分野の行政計画について、物価、人件費、人口動態、金利等の社会経済情勢を適切に反映した財政計画とし、将来負担を見据えた持続可能な行財政運営を行うこと。

②区有地その他の区有財産について、福祉、子育て、住宅、産業、防災等の各分野から生じる行政需要を横断的に把握し、公共性、緊急性、地域需要及び費用対効果を比較した上で、全庁的かつ計画的に最適活用を図ること。

③DX、防災、建築、土木、福祉、保健等の専門人材を積極的に採用・育成し、必要に応じ任期付職員、経験者採用、民間との人事交流等も活用すること。

また、専門資格取得への支援を充実すること。

④新庁舎建設について、防災センター、保健所等の危機管理上重要な機能の連携を重視するとともに、医療・福祉等の専門団体や利用者の意見を設計段階から反映する仕組みを設けること。

⑤ふるさと納税制度による減収が受益と負担の原則に与える影響を踏まえ、国に抜本的な制度見直しを求める一方、制度を活用する場合は、本区の文化、地域活動、子育て、防災等の公共的な取組の支援につながる返礼・使途を工夫すること。

⑥新規・拡充事業について、成果指標を設定し、予算執行後の効果検証を徹底すること。一定期間を経た事業は必要性、利用率、費用対効果を改めて検証し、目的を達成した事業は整理・再編すること。

⑦区民や事業者との協働を進めるにあたり、医療、法律、建築、福祉等の専門職団体の知見を各種審議会・協議会等で適切に活用し、政策形成の専門性と実効性を高めること。

D X

①自治体情報システムの標準化を着実に進めるとともに、標準化対象外業務についてもデジタル化すべき業務を洗い出し、防災、医療、介護、障害福祉等、区民生活への効果が大きい分野から優先して取り組むこと。

②区役所を訪れる区民の負担軽減と職員の業務効率化の観点から、オンライン申請と「書かないワンストップ窓口」を一体的に進め、新庁舎建設を待つことなく可能な業務から実施すること。

③給付金、ポイント付与等の区民向け支援を迅速かつ効率的に実施できる共通基盤について、地域通貨、デジタルポイント等の活用を含め全庁的に検討すること。

導入の検討にあたっては、給付事務の迅速化及び事務費の削減に加え、地域内経済循環、観光、地域活動への参加促進等、複数の行政分野で活用できる仕組みとし、平時から運用可能な持続的な制度設計を検討すること。

④給付事業や各種制度改正等の際に増加する問い合わせ対応について、その都度コールセンター等を設置する運用を検証し、電話応答のDX化、FAQ等の共通化、庁内情報連携等を進めることにより、区民利便性の向上、事務費の削減及び職員負担の軽減を図ること。

⑤各種証明書、料金、手数料等についてキャッシュレス化を進めるとともに、郵送請求等の定額小為替を含む非効率な事務を見直し、区民・職員双方の負担を軽減すること。

⑥行政 DX を進める際は、デジタル機器に不慣れな高齢者、障害者、外国人等を取り残さないよう、対面支援、音声、点字、字幕、手話、多言語等のアクセシビリティを確保すること。

⑦庁内の勤怠、文書、決裁、情報共有等についてデジタル化・標準化を進め、会計年度任用職員を含む職員の事務負担軽減と働きやすい執務環境の整備を推進すること。

暮らし と コミュニティ

- ①町会自治会地域活性化補助事業等を継続するとともに、町会・自治会が防災、防犯、福祉、青少年育成等の公益的活動を担っていることを踏まえ、補助対象経費や申請・実績報告手続を柔軟で分かりやすいものへ見直すこと。
- ②町会・自治会活動に伴うごみ処理費、イベント時の事故・賠償リスク等について、公益性を踏まえた費用負担の軽減、保険、法律相談等の支援を検討し、ボランティアで地域を支える役員の過度な負担を軽減すること。
- ③町会・自治会の高齢化、人手不足を踏まえ、申請・届出の簡素化、デジタル化、会計・広報支援等を進めるとともに、デジタル利用が困難な団体には伴走型の支援を行うこと。
- ④マンション居住者を含む新たな住民が地域活動に参加しやすいよう、管理組合、町会・自治会、学校、地域団体等をつなぐ仕組みを強化し、加入の有無だけに依存しない地域コミュニティ形成を進めること。
- ⑤犯罪被害者及びその家族が行政、福祉、法律、生活支援等に円滑につながることのできる相談支援体制を構築し、プライバシーに配慮した相談環境を整えるとともに、条例制定を含めた支援のあり方を検討すること。
- ⑥相続登記義務化、成年後見、空き家等に関する相談を充実し、司法書士、行政書士等の専門職と連携して区民が早期に相談できる体制を整備すること。
また、公的業務として専門職に依頼する調査等について適正な費用負担を行うこと。
- ⑦確定申告、税務、相続、法律等に関する無料相談について、公共性の高い区民サービスとして、会場確保、広報、関係団体との連携を適切に支援すること。

⑧文化芸術活動について、区民が継続的に参加・鑑賞できる環境を確保する観点から、公共施設の利用条件や文化事業支援の効果を検証し、地域の文化芸術活動が持続できる仕組みを整えること。